

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年12月25日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の概要	<p>徳島市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に対する正確な記録を整備する必要がある。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便性を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となっている。</p> <p>また、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人単位の住民情報を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②住民異動届(転入届・転居届・転出届・世帯変更届等)又は職権に基づく住民票の記載・消除・修正等による住民基本台帳への更新③転入届に基づく住民票を記載した際の転出地市町村への通知、個人番号カード保有者の場合は、転出地市町村から転出証明書情報を受領④転出届に基づく住民票を消除した際の転出証明書の交付、個人番号カード保有者の場合は、転入地市町村へ転出証明情報を通知⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事への通知⑥地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会⑦住民票への住民票コード及び個人番号の記載、請求による住民票コードの変更⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑨個人番号等を用いた本人確認⑩住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置⑪閲覧申請による住民基本台帳の閲覧⑫交付請求による住民票の写し等証明書の交付⑬ドメスティックバイオレンス等被害者の支援措置(証明書交付等の制限)⑭情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理⑮住民票等のコンビニ等での交付
③システムの名称	①住民記録システム、②証明書コンビニ交付システム、③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、④番号連携システム、⑤中間サーバーシステム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民記録情報ファイル
2. 本人確認情報ファイル
3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166、の項) (別表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民文化部住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 (例) <ul style="list-style-type: none">・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会および申請者本人にこれらの情報の聴き取りをおこなうことを徹底していること。・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	公表日	平成27年2月2日	平成28年7月1日	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 久保英夫	②所属長 住民課長 大久保達人	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	(別紙)法令上の根拠	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	公表日	平成28年7月1日	平成28年9月23日	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第14号	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第26条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	74の項 児童手当法 別表第2省令第40条	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第43条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 別表第2省令第43条の4	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第44条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第49条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	119の項	別表第2省令第59条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	公表日	平成28年9月23日	平成29年7月7日	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	別表第2省令第22条の2	別表第2省令第22条の4	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 大久保達人	②所属長の役職名 住民課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため
平成30年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	(別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第15条	21の項 身体障害者福祉法	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	③証明書自動交付機システム	③証明書コンビニ交付システム	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民環境部住民課	②部署 市民文化部住民課	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 徳島市市民環境部住民課住民記録係	請求先 徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	連絡先 徳島市市民環境部住民課住民記録係	連絡先 徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表2	番号法 第19条第8号 別表2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	⑯住民票等のコンビニ等での交付	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①住民記録システム(既存住民基本台帳システム)、②新窓口対応システム(府内連携システム)、③証明書コンビニ交付システム、④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、⑤番号連携システム、⑥中間サーバーシステム	①住民記録システム、②証明書コンビニ交付システム、③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、④番号連携システム、⑤中間サーバーシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条（指定及び通知） 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条（住民基本台帳の備付け） 第6条（住民基本台帳の作成） 第7条（住民票の記載事項） 第8条（住民票の記載等） 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	<p>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条（指定及び通知） 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条（住民基本台帳の備付け） 第6条（住民基本台帳の作成） 第7条（住民票の記載事項） 第8条（住民票の記載等） 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第8号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法	削除	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	79の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 別表第2省令第49条	削除	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	107の項 特定障害者に対する特別障害給に関する法律 別表第2省令第54条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし</p> <p>(住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166、の項)</p> <p>(別表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行</p>	事後	法改正に伴う根拠法令、条綱の整理
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和7年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である	事後	新様式版での新設項目
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新様式版での新設項目